

# は じ め に

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症新法）が、平成10年10月に公布され、平成11年4月1日から施行されました。感染症新法に基づき、感染症発生動向調査が、法定化され、対象疾患の大幅な拡大が行われるとともに、一元的な情報収集、分析、提供・公開等が定められたところです。これに的確に対応できる迅速な病原体検査体制の再構築が課題であると考えております。また本県では、全国的な流行に1年遅れで7年ぶりのエコーウイルス30型による無菌性髄膜炎の流行がありました。結核の再興、薬剤耐性菌の出現、高齢化社会の到来に伴う易感染患者の増加等、感染症に対する新たな課題を念頭においた調査・研究を進めていく所存です。

また、10年8月には、新潟市においてアジ化ナトリウムの毒物混入事件が発生し、薬物中毒事件等に対応する健康危機管理体制の構築も課題として提起されました。このため、「新潟県健康危機発生時対応方針」が定められ、関係機関による連絡・連携体制が確立され、研究所は福祉保健部からの一元的な指示により原因物質の調査を行うこととされました。

一方、化学物質による環境汚染問題が提起されて久しいところですが、平成10年度では当研究所の化学物質に関する調査・研究の取組から見た場合、様々な意味で新しい局面に入った年でもありました。ダイオキシンにつきましては、平成10年度にケミカルハザード防止施設を備えた測定体制を整備することが出来ました。施設整備に並行し、分析担当者の研修・育成やダイオキシン分析プロジェクトチームの編成等を行ってきました。ダイオキシンの分析には、検出限界での大きな飛躍を要し、1兆分の1以下という極微の分析に挑むこととなります。最先端の測定設備を持つに至ったわけではありますが、その機能の発揮のため、担当する職員の技術の向上と全体的なチームワークの確保に努めてまいりたいと考えています。また、環境ホルモンにつきましては、10年度より行政検査としての環境調査が実施されました。このように平成10年度は化学物質の調査研究において、新たな観点からの調査・研究が始まった年でもありました。業務全般にわたり、精度管理を確保しつつ検出限界の向上を図り、分析機能の高度化に一層努めていかなければと考えております。

このほど平成10年度における試験・検査及び調査・研究成果をとりまとめ、新潟県保健環境科学研究所年報を発刊いたしました。1年間にわたる当研究所の業務報告ではありますが、これらの内容について皆様の忌憚のないご意見をいただければ幸いです。皆様のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成11年12月

新潟県保健環境科学研究所長 篠田佳実